

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

香川県知事 真 鍋 武 紀

**香川県規則第65号**

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則  
(香川県行政組織規則の一部改正)

第1条 香川県行政組織規則(昭和36年香川県規則第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第4条 略</p> <p>総務学事課 (1)～(13) 略 (14) <u>公益社団法人若しくは公益財団法人又は特例民法法人若しくは移行法人(移行法人については、公益目的支出計画の履行を確保するために必要な範囲内の監督に限る。)</u>に係る事務の調整に関すること。 (15)～(20) 略 総務事務集中課～秘書課 略</p> <p>2 略</p>	<p>第4条 総務部の各課(防災局危機管理課を除く。)の分掌事務は、次のとおりとする。 総務学事課 (1)～(13) 略 (14) <u>民法(明治29年法律第89号)第34条に規定する公益法人に係る事務</u>の調整に関すること。 (15)～(20) 略 総務事務集中課～秘書課 略</p> <p>2 略</p>

(香川県会計規則の一部改正)

第2条 香川県会計規則(昭和39年香川県規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
<p>別表第6(第51条、第56条関係) 支出負担行為の整理基準等 (その1)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">科 目</th> <th style="width: 50%;">説 明</th> <th style="width: 30%;">略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～23</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>24 投資及び出資金</td> <td>債券及び株式の取得に要する経費並びに<u>公益財</u></td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	科 目	説 明	略	1～23	略		24 投資及び出資金	債券及び株式の取得に要する経費並びに <u>公益財</u>	略	<p>別表第6(第51条、第56条関係) 支出負担行為の整理基準等 (その1)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">科 目</th> <th style="width: 50%;">説 明</th> <th style="width: 30%;">略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～23</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>24 投資及び出資金</td> <td>債券及び株式の取得に要する経費並びに<u>財団法</u></td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	科 目	説 明	略	1～23	略		24 投資及び出資金	債券及び株式の取得に要する経費並びに <u>財団法</u>	略
科 目	説 明	略																	
1～23	略																		
24 投資及び出資金	債券及び株式の取得に要する経費並びに <u>公益財</u>	略																	
科 目	説 明	略																	
1～23	略																		
24 投資及び出資金	債券及び株式の取得に要する経費並びに <u>財団法</u>	略																	

団法人の定款に 係る出えん金等	人の寄附行為に 係る出えん金等 略
25～28 略	25～28 略
備考 略	備考 略
(その2) 略	(その2) 略

(香川県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱規則の一部改正)

第3条 香川県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱規則(昭和40年香川県規則第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第5条 略  (1) 当該母子福祉団体の定款 (2)～(5) 略  第19条 略  (1) 当該母子福祉団体の定款 (2)～(5) 略	第5条 法第14条の規定による資金の貸付けを受けようとする母子福祉団体は、母子福祉資金(団体)貸付申請書(第4号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。 (1) 当該母子福祉団体の定款又は寄附行為 (2)～(5) 略  第19条 法第32条第3項において準用する法第14条の規定による資金の貸付けを受けようとする母子福祉団体は、寡婦福祉資金(団体)貸付申請書(第17号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。 (1) 当該母子福祉団体の定款又は寄附行為 (2)～(5) 略

(香川県職業訓練援助規則の一部改正)

第4条 香川県職業訓練援助規則(昭和50年香川県規則第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「法」という。) 第4条第2項及び第15条の2第1項の規定に基づく事業主、事業主の団体若しくはその連合団体、職業訓練法人若しくは中央職業能力開発協会若しくは香川県職業能力開発協会又は <u>一般社団法人若しくは一般財団法人</u> 、法	(趣旨) 第1条 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「法」という。) 第4条第2項及び第15条の2第1項の規定に基づく事業主、事業主の団体若しくはその連合団体、職業訓練法人若しくは中央職業能力開発協会若しくは香川県職業能力開発協会又は民法(明治29年法律第89号)第34条の規

人である労働組合その他の営利を目的としない法人（以下「事業主等」という。）の行う職業訓練に対する援助（以下「援助」という。）については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

定により設立された法人、法人である労働組合その他の営利を目的としない法人（以下「事業主等」という。）の行う職業訓練に対する援助（以下「援助」という。）については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（土地改良法施行細則の一部改正）

第5条 土地改良法施行細則（昭和56年香川県規則第60号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（監査報告）</p> <p>第7条 土地改良区の監事は、<u>法第19条の4</u>の規定により土地改良区の財産又は業務の執行状況を監査したときは、監査報告書（第6号様式）を遅滞なく所長に提出しなければならない。</p> <p>（清算終了の届出）</p> <p>第9条 <u>法第71条の2</u>の規定による届出は、清算終了届（第8号様式）により、2週間以内に所長に提出しなければならない。</p>	<p>（監査報告）</p> <p>第7条 土地改良区の監事は、<u>法第35条</u>において準用する民法（明治29年法律第89号）<u>第59条</u>の規定により土地改良区の財産又は業務の執行状況を監査したときは、監査報告書（第6号様式）を遅滞なく所長に提出しなければならない。</p> <p>（清算終了の届出）</p> <p>第9条 <u>法第76条</u>において準用する民法<u>第83条</u>の規定による届出は、清算終了届（第8号様式）により、2週間以内に所長に提出しなければならない。</p>

第8号様式（第9条関係）

清 算 結 了 届

年 月 日

香川県 事務所長 殿

所 在 地

清算法人名

代表者氏名 ㊟

清算が終了したので、土地改良法第71条の2の規定により、関係書類を添えて次のおり届け出ます。

記

清算終了年月日 年 月 日

(添付書類)

- 1 決算報告書
- 2 残余財産の処分に関する書類
- 3 総会（総代会）の議事録謄本

第8号様式（第9条関係）

清 算 結 了 届

年 月 日

香川県 事務所長 殿

所 在 地

清算法人名

代表者氏名 ㊟

清算が終了したので、土地改良法第76条において準用する民法第83条の規定により、関係書類を添えて次のおり届け出ます。

記

清算終了年月日 年 月 日

(添付書類)

- 1 決算報告書
- 2 残余財産の処分に関する書類
- 3 総会（総代会）の議事録謄本

(児童福祉法施行細則の一部改正)

第6条 児童福祉法施行細則（平成2年香川県規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

第10号様式の9（第7条の5関係）

※受付番号	
-------	--

指定知的障害児施設等指定申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 主たる事務所  
の所在地  
名 称  
代表者氏名 ㊤

児童福祉法第24条の9第1項による指定知的障害児施設等の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

※施設所在地市町番号	
------------	--

略
---

(注)

- 1 略
- 2 「法人である場合その種別」の欄は、申請者が法人である場合に、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、株式会社等の別を記入すること。
- 3～6 略

第10号様式の9（第7条の5関係）

※受付番号	
-------	--

指定知的障害児施設等指定申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 主たる事務所  
の所在地  
名 称  
代表者氏名 ㊤

児童福祉法第24条の9第1項による指定知的障害児施設等の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

※施設所在地市町番号	
------------	--

略
---

(注)

- 1 略、
- 2 「法人である場合その種別」の欄は、申請者が法人である場合に、社会福祉法人、医療法人、社団法人、財団法人、株式会社等の別を記入すること。
- 3～6 略

(農業協同組合法施行細則の一部改正)

第7条 農業協同組合法施行細則（平成7年香川県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第3章 農事組合法人</p> <p><u>(仮理事の選任の請求)</u></p> <p><u>第26条 法人の組合員その他利害関係人は、法第72条の12の6の請求をしようとするときは、請求書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 理事が欠けるに至った経緯の概要を記載した書面</u></p>	<p>第3章 農事組合法人</p>

(2) 損害を生ずる理由を記載した書面

(監事の報告)

第27条 法人の監事は、法第72条の12の8第3号の規定による報告をしようとするときは、報告書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 監査の経過及び結果を記載した書面
- (2) 監査の結果に対する監事の意見を記載した書面

第28条～第31条 略

(清算終了の届出)

第32条 法人の清算人は、法第72条の18の10の規定による清算終了の届出をしようとするときは、法第80条の規定による清算終了の登記をした日から2週間以内に、届出書に登記事項証明書を添付して知事に提出しなければならない。

第26条～第29条 略

(仮理事の選任の請求)

第30条 法人の組合員その他利害関係人は、法第73条第2項において準用する民法（明治29年法律第89号）第56条の請求をしようとするときは、請求書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 理事が欠けるに至った経緯の概要を記載した書面
- (2) 損害を生ずる理由を記載した書面

(監事の報告)

第31条 法人の監事は、法第73条第2項において準用する民法第59条第3号の規定による報告をしようとするときは、報告書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 監査の経過及び結果を記載した書面
- (2) 監査の結果に対する監事の意見を記載した書面

(清算終了の届出)

第32条 法人の清算人は、法第73条第4項において準用する民法第83条の規定による清算終了の届出をしようとするときは、法第80条の規定による清算終了の登記をした日から2週間以内に、届出書に登記事項証明書を添付して知事に提出しなければならない。

(特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部改正)

第8条 特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年香川県規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設立登記完了届出書) 第4条 略</p> <p><u>(社員の表決に係る情報通信の技術を利用する方法)</u> 第4条の2 <u>条例第3条の2の規則で定める情報通信の技術を利用する方法は、次に掲げる方法とする。</u></p> <p>(1) <u>電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</u> ア <u>送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u> イ <u>送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法</u></p> <p>(2) <u>磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</u></p> <p>2 <u>前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。</u></p> <p>(役員変更等届出書) 第5条 略</p> <p>(解散届出書) 第10条 略</p> <p><u>(清算人就任届出書)</u> 第11条 <u>条例第11条の規則で定める様式は、第9号様式のとおりとする。</u></p> <p>(残余財産譲渡認証申請書) 第12条 <u>条例第12条の規則で定める様式は、第10号様式のとおりとする。</u></p>	<p>(設立登記完了届出書) 第4条 略</p> <p>(役員変更等届出書) 第5条 略</p> <p>(解散届出書) 第10条 略</p> <p>(残余財産譲渡認証申請書) 第11条 <u>条例第11条の規則で定める様式は、第9号様式のとおりとする。</u></p>

(清算結了届出書)

第13条 条例第13条の規則で定める様式は、第11号様式のとおりとする。

(合併認証申請書)

第14条 条例第14条第1項の申請書の様式は、第12号様式のとおりとする。

(合併登記完了届出書)

第15条 条例第15条の届出書の様式は、第13号様式のとおりとする。

第8号様式(第10条関係)

略

(合併認証申請書)

第12条 条例第12条第1項の申請書の様式は、第10号様式のとおりとする。

(合併登記完了届出書)

第13条 条例第13条の届出書の様式は、第11号様式のとおりとする。

(清算人就職届出書)

第14条 条例第14条の規則で定める様式は、第12号様式のとおりとする。

(清算結了届出書)

第15条 条例第15条の規則で定める様式は、第13号様式のとおりとする。

第8号様式(第10条関係)

略

第9号様式 (第11条関係)

(日本工業規格A列4番)

清算人就任届出書

年 月 日

香川県知事 殿

(特定非営利活動法人の名称)

清算人 住所又は居所

氏名

㊞

清算中に清算人に就任したので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 清算人の氏名及び住所又は居所
- 2 清算人に就任した年月日

第10号様式 (第12条関係)

略

第9号様式 (第11条関係)

略

第11号様式（第13条関係）

（日本工業規格A列4番）

清算結了届出書

年 月 日

香川県知事 殿

（特定非営利活動法人の名称）

清算人 住所又は居所

氏名

㊞

清算が結了したので、特定非営利活動促進法第32条の3の規定により、届け出ます。

第12号様式（第14条関係）

略

第10号様式（第12条関係）

略

第13号様式（第15条関係）

略

第11号様式（第13条関係）

略

第12号様式（第14条関係）

（日本工業規格A列4番）

清算人就職届出書

年 月 日

香川県知事 殿

（特定非営利活動法人の名称）

清算人 住所又は居所

氏名

㊞

清算中に清算人が就職したので、特定非営利活動促進法第40条において準用する民法第77条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 清算人の氏名及び住所又は居所
- 2 清算人が就職した年月日

第13号様式（第15条関係）

（日本工業規格A列4番）

清算終了届出書

年 月 日

香川県知事 殿

（特定非営利活動法人の名称）

清算人 住所又は居所

氏名

㊞

清算が終了したので、特定非営利活動促進法第40条において準用する民法第83条の規定により、届け出ます。

（指定居宅サービス事業者の指定等に関する規則の一部改正）

第9条 指定居宅サービス事業者の指定等に関する規則（平成12年香川県規則第114号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

第1号様式（第2条関係）

（表面）

略

（裏面）

- 備考 1 略
- 2 「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」、「医療法人」、「一般社団法人」、「一般財団法人」、「株式会社」等の別を記入してください。
- 3～9 略

第1号様式の2（第2条の2関係）

※受付番号

指定居宅サービス事業者（指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者）指定（開設許可）更新申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所

氏 名 ⑩

〔法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

指定居宅サービス事業者（指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者）の指定（開設許可）更新を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

※事業所所在地市町番号

略

- 備考 1 略
- 2 「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」、「医療法人」、「一般社団法人」、「一般財団法人」、「株式会社」等の別を記入してください。
- 3～6 略

第1号様式（第2条関係）

（表面）

略

（裏面）

- 備考 1 略
- 2 「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」、「医療法人」、「社団法人」、「財団法人」、「株式会社」等の別を記入してください。
- 3～9 略

第1号様式の2（第2条の2関係）

※受付番号

指定居宅サービス事業者（指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者）指定（開設許可）更新申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所

氏 名 ⑩

〔法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

指定居宅サービス事業者（指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者）の指定（開設許可）更新を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

※事業所所在地市町番号

略

- 備考 1 略
- 2 「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」、「医療法人」、「社団法人」、「財団法人」、「株式会社」等の別を記入してください。
- 3～6 略

（香川県サンポート高松交流拠点施設規則の一部改正）

第10条 香川県サンポート高松交流拠点施設規則（平成15年香川県規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料の免除)            第9条 知事は、国、地方公共団体又は財団法人高松観光コンベンション・ビューロー（平成6年9月27日に財団法人高松観光コンベンション・ビューローという名称で設立された法人をいう。）が利用承認又は変更承認を受けて多目的広場、大型テント広場又はアート広場を利用する場合において、サンポート高松のにぎわいの創出のため必要があると認めるときは、その使用料を免除する。</p>	<p>(使用料の免除)            第9条 知事は、国、地方公共団体又は財団法人高松観光コンベンション・ビューローが利用承認又は変更承認を受けて多目的広場、大型テント広場又はアート広場を利用する場合において、サンポート高松のにぎわいの創出のため必要があると認めるときは、その使用料を免除する。</p>

(香川県職員退職手当条例施行規則の一部改正)

第11条 香川県職員退職手当条例施行規則（平成18年香川県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(基礎在職期間)            第2条 略             (1)～(6) 略            (7) <u>職員の公益的法人等への派遣等に関する条例</u>（平成13年香川県条例第47号）第15条第2項に規定する再び職員となった者の同項に規定する特定法人役職員としての在職期間</p>	<p>(基礎在職期間)            第2条 条例第4条の3第2項第19号に規定する規則で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。            (1)～(6) 略            (7) <u>職員の公益法人等への派遣等に関する条例</u>（平成13年香川県条例第47号）第15条第2項に規定する再び職員となった者の同項に規定する特定法人役職員としての在職期間</p>

(障害者自立支援法施行細則の一部改正)

第12条 障害者自立支援法施行細則（平成18年香川県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

第1号様式（第2条関係）

受付番号	
------	--

指定障害福祉サービス事業者等指定申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 主たる事業所の所在地

名 称

代表者の氏名 ㊦

障害者自立支援法第36条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者（第38条第1項の規定による指定障害者支援施設、第40条において準用する第36条第1項の規定による指定相談支援事業者）の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

事業所（施設）所在地市町番号	
----------------	--

略

注1 略

2 「法人である場合その種別」の欄は、申請者が法人である場合に、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、株式会社等の別を記載してください。

3～6 略

第1号様式（第2条関係）

受付番号	
------	--

指定障害福祉サービス事業者等指定申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 主たる事業所の所在地

名 称

代表者の氏名 ㊦

障害者自立支援法第36条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者（第38条第1項の規定による指定障害者支援施設、第40条において準用する第36条第1項の規定による指定相談支援事業者）の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

事業所（施設）所在地市町番号	
----------------	--

略

注1 略

2 「法人である場合その種別」の欄は、申請者が法人である場合に、社会福祉法人、医療法人、社団法人、財団法人、株式会社等の別を記載してください。

3～6 略

第1号様式の2（第2条の2関係）

受付番号	
------	--

指定障害福祉サービス事業者等指定変更申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 主たる事業所の所在地

名称

代表者の氏名 ㊦

次のとおり指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設）の指定の変更をした  
いので、障害者自立支援法第37条第1項（第39条第1項）の規定により申請します。

事業所（施設）所在地市町番号	
----------------	--

略
---

注1 略

2 「法人である場合その種別」の欄は、申請者が法人である場合に、社会福祉法人、  
医療法人、一般社団法人、一般財団法人、株式会社等の別を記載してください。

3～6 略

第1号様式の2（第2条の2関係）

受付番号	
------	--

指定障害福祉サービス事業者等指定変更申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 主たる事業所の所在地

名称

代表者の氏名 ㊦

次のとおり指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設）の指定の変更をした  
いので、障害者自立支援法第37条第1項（第39条第1項）の規定により申請します。

事業所（施設）所在地市町番号	
----------------	--

略
---

注1 略

2 「法人である場合その種別」の欄は、申請者が法人である場合に、社会福祉法人、  
医療法人、社団法人、財団法人、株式会社等の別を記載してください。

3～6 略

(香川県指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則の一部改正)

第13条 香川県指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則(平成18年香川県規則第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第1号様式(第2条関係)</p> <p style="text-align: right;">※受付番号 <input style="width: 100px;" type="text"/></p> <p style="text-align: center;">指定市町村事務受託法人指定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>香川県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者所在地 名称 代表者氏名 <sup>㊤</sup></p> <p>介護保険法施行令第11条の2第1項の規定による指定市町村事務受託法人の指定を受けたいので、次のとおり申請します。</p> <p style="text-align: right;">※事務所所在地市町番号 <input style="width: 100px;" type="text"/></p> <p><input style="width: 100%; height: 20px;" type="text" value="略"/></p> <p>備考 1 略 2 「法人の種類」欄は、社会福祉法人、医療法人、<u>一般社団法人</u>、<u>一般財団法人</u>、株式会社等の別を記載してください。 3～9 略</p>	<p>第1号様式(第2条関係)</p> <p style="text-align: right;">※受付番号 <input style="width: 100px;" type="text"/></p> <p style="text-align: center;">指定市町村事務受託法人指定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>香川県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者所在地 名称 代表者氏名 <sup>㊤</sup></p> <p>介護保険法施行令第11条の2第1項の規定による指定市町村事務受託法人の指定を受けたいので、次のとおり申請します。</p> <p style="text-align: right;">※事務所所在地市町番号 <input style="width: 100px;" type="text"/></p> <p><input style="width: 100%; height: 20px;" type="text" value="略"/></p> <p>備考 1 略 2 「法人の種類」欄は、社会福祉法人、医療法人、<u>社団法人</u>、<u>財団法人</u>、株式会社等の別を記載してください。 3～9 略</p>

(香川県立東山魁夷せとうち美術館規則の一部改正)

第14条 香川県立東山魁夷せとうち美術館規則(平成19年香川県規則第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(観覧料の減額)</p> <p>第8条 略</p> <p>(1) <u>かがわウェルカムカード(社団法人香川県観光協会(昭和45年9月21日に社団法人香川県観光協会という名称で設立された法人をいう。))</u>が外国人に対し交付する証票で、当該外国人が県内の観光に関する施設等を利用する際に提示することにより当該利用に係る料金の割引等を受</p>	<p>(観覧料の減額)</p> <p>第8条 次の各号のいずれかに該当する者については、展示室の観覧料を団体で利用する場合における展示室の観覧料に相当する額に減額する。</p> <p>(1) <u>かがわウェルカムカード(社団法人香川県観光協会が外国人に対し交付する証票で、当該外国人が県内の観光に関する施設等を利用する際に提示することにより当該利用に係る料金の割引等を受けることができるものをいう。以下同じ。))</u>の交付を受けている者</p>

<p>けることができるものをいう。以下同じ。)の交付を受けている者</p> <p>(2) 文化観光施設入場割引券(財団法人高松観光コンベンション・ビューロー(平成6年9月27日に財団法人高松観光コンベンション・ビューローという名称で設立された法人をいう。)が県内で開催される大会等の参加者に対し交付する証票で、当該参加者が県内の観光に関する施設等を利用する際に提出することにより当該利用に係る料金の割引を受けることができるものをいう。以下同じ。)の交付を受けている者</p> <p>(3) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(2) 文化観光施設入場割引券(財団法人高松観光コンベンション・ビューローが県内で開催される大会等の参加者に対し交付する証票で、当該参加者が県内の観光に関する施設等を利用する際に提出することにより当該利用に係る料金の割引を受けることができるものをいう。以下同じ)の交付を受けている者</p> <p>(3) 略</p> <p>2・3 略</p>
---	--

(知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の廃止)

第15条 知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和59年香川県規則第2号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。  
(様式に関する経過措置)
- 2 改正前の各規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。  
(香川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)
- 3 香川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成18年香川県規則第10号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第2(第3条、第4条関係)</p> <p>1～7 略</p> <p><u>8・9</u> 略</p> <p>別表第6(第5条関係)</p> <p>1～9 略</p> <p><u>10～12</u> 略</p>	<p>別表第2(第3条、第4条関係)</p> <p>1～7 略</p> <p><u>8</u> 知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和59年香川県規則第2号)第8条</p> <p><u>9・10</u> 略</p> <p>別表第6(第5条関係)</p> <p>1～9 略</p> <p><u>10</u> 知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第8条</p> <p><u>11～13</u> 略</p>

(香川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

- 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平

成18年法律第50号) 第95条の規定によりなお従前の例により特例民法法人の業務の監督が行われる間は、前項の規定による改正前の香川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則別表第2及び別表第6の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。